


芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

 令和8年3月改定
芦屋市

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

(はじめに)

【市行動計画策定の経緯】

本市では、平成21年（2009年）5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、平成21年（2009年）12月に「芦屋市新型インフルエンザ対策計画」を策定していましたが、平成24年（2012年）5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年（2013年）6月に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び同年10月に策定された「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、平成27年（2015年）3月に「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定しました。

【改定の背景】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年（2020年）1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していきました。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなりました。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けました。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症危機によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなりました。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。

【計画の実施に向けて】

この度、上記の政府行動計画の改定及び県行動計画の改定や新型コロナ対応の検証を踏まえ、市行動計画を改定します。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、市内の感染症のまん延を可能な限り抑制し、市民の皆様生命及び健康、市民生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えます。

次なる感染症危機は、いつか必ず訪れます。その際、感染症危機が、市行動計画の想定内に収まるかはわかりません。私たちには、計画の想定外の事態が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応することが求められます。

本行動計画の円滑な実施には、医療機関やさまざまな関係機関、事業者、市民一人ひとりの皆様との地域一体となった取組が不可欠であり、そのためにも、平時からの取組が欠かせません。今後も本市の保健行政にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、本行動計画の改定にあたり、ご意見を賜りました芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議の委員の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

芦屋市長 高島 峻輔

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	17
第6章 新型インフルエンザ等の対策項目	20
第7章 芦屋市インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等.....	21
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	23
第1章 実施体制	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	32
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	36
第3節 対応期	38
第3章 まん延防止	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42
第4章 ワクチン	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47
第5章 医療	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	50

第3節 対応期	51
第6章 物資	52
第1節 準備期	52
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	55
第1節 準備期	55
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
第8章 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を踏まえた取組の推進 ..	61
参考資料	64
用語集	72

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

【政府行動計画第1部第1章第1節】

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民[※]の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

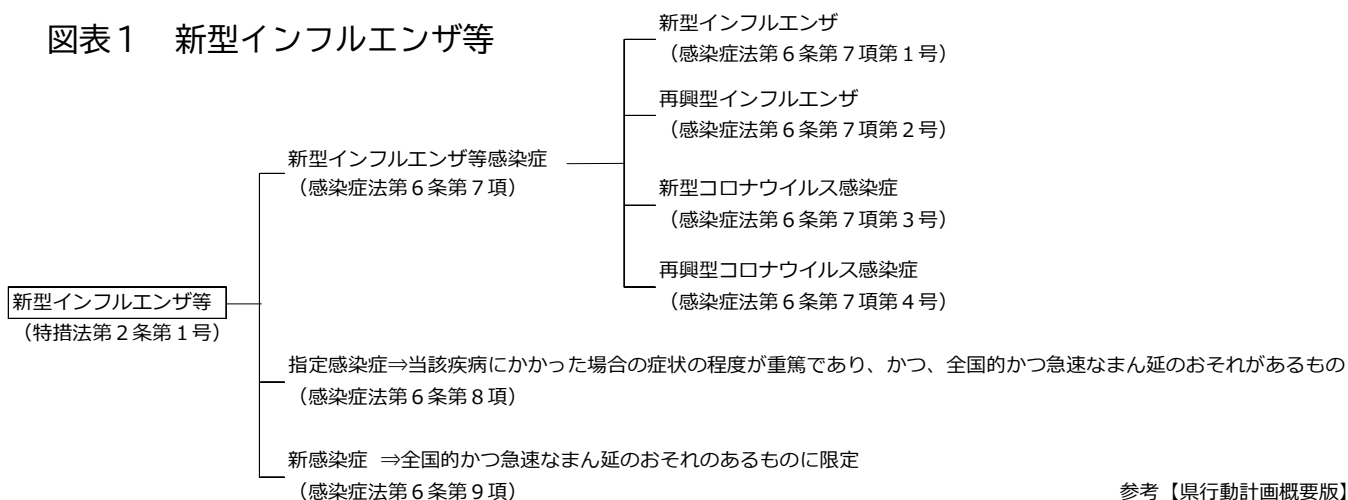
特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

【政府行動計画第1部第1章第2節】

図表1 新型インフルエンザ等



参考【県行動計画概要版】

※ 市行動計画では、特措法の内容等を記載している場合、「国民」と記載している。

第2章 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

新型コロナウイルスは、令和2年（2020年）1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づく対応となった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けた。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

令和6年（2024年）7月の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざすものである。

政府行動計画では、新型コロナウイルス対応の経験やその課題を踏まえ、

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・基本的人権の尊重

を3つの目標とし、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させ、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充した。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとしている。

県では、平成25年（2013年）10月に、特措法第7条に基づき、県行動計画を策定していたが、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、政府行動計画や新型コロナウイルス対応の検証を踏まえ、令和7年（2025年）3月に県行動計画を改定した。

市では、平成21年（2009年）5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、市民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成21年（2009年）12月に「芦屋市新型インフルエンザ対策計画」を策定した。

さらに、平成25年（2013年）3月には、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下、県対策本部という。）が設置された場合に、市長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法8条の規定により、市においても、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い市行動計画を平成27年（2015年）3月に策定した。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、それらを参考の上、市行動計画を改定する。

なお、取組を行うにあたっては、市における新型コロナの対応と課題をまとめ、今後の新たな感染症の流行への対応に活用するために令和6年（2024年）6月に作成した「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を参考にする。

今後、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

参考【県行動計画第1部第2章】

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

参考【政府行動計画第2部第1章第1節】

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年（2024年）7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととしている。

県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、図表2のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国や県から提供される感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権に配慮すること、特に性別等による不利益が生じないような配慮や、外国人、子ども、高齢者及び障がいのある人等への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が実施する対策の周知、国や県の方針を受けて公共施設の使用制限等などの対策、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。そのため、健康福祉事務所（保健所）、市立芦屋病院、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会と情報共有し、連携するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて国や県の方針を受けて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表2 時期に応じた戦略（対応期は、基本的対処方針及び県対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国や県との連携、市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、発生時の対応の確認・共有、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として、随時、情報を取得しつつ対策を整理・実行する。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の県対策の周知や公共施設の使用制限等を行うなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
	県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、県が国及び市と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関等を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前の感染対策への移行等を行う。

参考【政府行動計画第2部第1章第2節】
【県行動計画第2部第2章から市の役割を記載】

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの国や県の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 国による科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表4のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

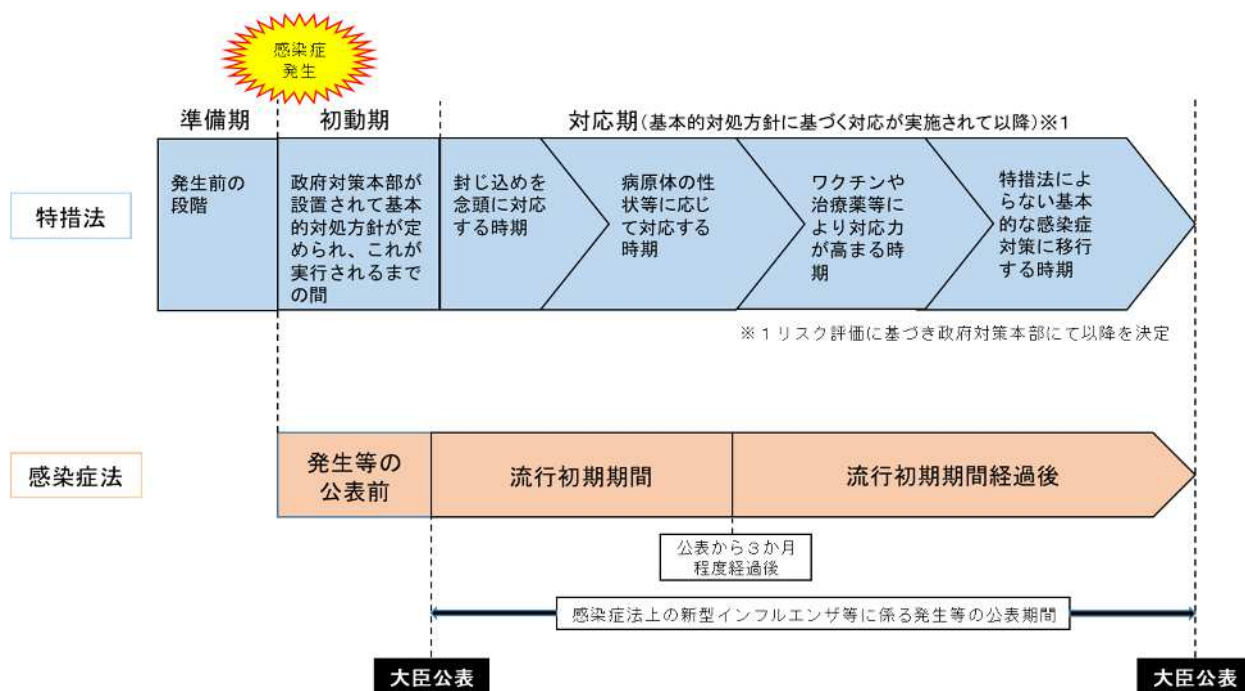
図表3に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表3 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方
(イメージ図)



図表4 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期	有事のシナリオ	
初動期（A）	<p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を国や県から情報提供を受けて、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>芦屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を必要に応じて設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>市民向けの相談窓口の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。</p>	
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期（B）	<p>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
	病原体の性状等に応じて対応する時期（C1）	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C2）	<p>ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p> <p>ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。</p>

<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）</p>	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>
------------------------------------	---

参考【政府行動計画第2部第1章第3節】
【県行動計画第2部第3章】

第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画、国、県及び指定（地方）公共機関におけるそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報共有の基盤となるDXの推進等に努める。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに市として動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。
- (4) 医療提供体制の備え
感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等を平時から備える。
- (5) DXの推進や人材育成等
DXは、業務負担の軽減や関係者の連携強化、医療情報の有効活用等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国や県の動向を踏まえ、DXを推進する。
また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- (1) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
有事には県が策定している予防計画及び医療計画に基づき県において医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。市は国や県の方針に基づき、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。
- (2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
国や県による科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- (3) 対策項目ごとの時期区分
柔軟な対応が可能となるよう、個々の対策の切替え時期については、国や県のリスク評価等に基づき、県が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて、必要に応じて適切な時期に対策の切替えを実施する。
- (4) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有
対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面や手段を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国や県が、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による県の要請に基づく行動制限等の実施に当たって、市民の行動に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題であり、差別的取扱い等を受けることのないよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性別等による不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子ども、高齢者及び障がいのある人など、より影響を受けがちである者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めることや、県と協力して自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、市は、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、対策本部事務局等の人員体制の拡充や、「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」に基づく避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

参考【政府行動計画第2部第1章第4節】
【県行動計画第2部第4章】

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会（兵庫県感染症対策連携協議会をいう。以下同じ。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

健康福祉事務所（保健所）は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるように、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。また、感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図るとともに、関係機関とも連携協力する。

また、健康福祉事務所（保健所）が実施する地域における医療体制の確保等に関して、協力し連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

参考【政府行動計画第2部第1章第5節及び第2部第2章第1節（3）】
【県行動計画第2部第5章】

第6章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤医療
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

参考【政府行動計画第2部第2章第1節（1）】
【県行動計画第2部第6章】

第7章 芦屋市インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

- 1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。
感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。
- 2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持
市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。
- 3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。
- 4 定期的なフォローアップと必要な見直し
国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。
市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。
なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

5 指定地方公共機関業務計画

指定地方公共機関においても、新型コロナウイルス対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進、テレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行った場合に市は通知を受ける。

参考【政府行動計画第2部第3章第2節】
【県行動計画第2部第7章】

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国や県等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成するとともに、必要に応じて見直す。

市は、市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、有識者の意見を聴く。

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、必要に応じて芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議（以下、「市連絡調整会議」という。）及び芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議（以下、「市推進本部会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、取組を推進する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部・関係部）

(2) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県等と連携するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

(3) 体制整備・強化

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を運用し、必要に応じて変更する。

（企画部）

イ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例等で定める。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部）

(4) 関係機関との連携の強化

ア 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
（企画部・こども福祉部・都市政策部）

イ 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
市は平時より健康福祉事務所（保健所）、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会と連携を強化し、初動期の搬送ルール等の情報共有を図る。
（企画部・こども福祉部・都市政策部・消防本部・市立芦屋病院）

ウ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
（企画部・こども福祉部・都市政策部）

エ 感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合に、県が市町や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して感染症法に基づく総合調整権限を行使し、着実な準備を進めることから、市はこれに応じる。
（企画部・こども福祉部・都市政策部）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市推進本部会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国又は県から情報提供を受けた場合は、市は状況に応じて市推進本部会議の事務局にて協議する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置されるまでの間において、状況に応じて、市連絡調整会議や市推進本部会議を設置し、関係部との調整及び連携を進める。

なお、政府対策本部、県対策本部が設置される前に、市内で新型インフルエンザ等が発生したことが明らかな場合は、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、対策の準備を進める。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

イ 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

市連絡調整会議、市推進本部会議、市対策本部は、必要に応じて芦屋市医師会等の意見を適宜適切に聴くこととする。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

ウ 国の基本的対処方針を基本とした県の対処方針を県が決定する際は、市に影響のある対策について、市は県と事前協議する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

エ 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部）

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債※を発行することを検討し、所要の準備を行う。

（総務部）

図表5 対策本部等の設置基準

	段階		発生が確認され、政府対策本部及び県対策本部が設置されるまで	政府対策本部及び県対策本部が設置されたとき	緊急事態宣言がなされ、市が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合
	発生地域	発生の疑いが把握されたとき			
県	海外	県連絡会議	県警戒本部	県対策本部 (特措法22条第1項)	県対策本部 (特措法22条第1項)
	国内				
	関西広域連合構成府県及び隣接府県	県警戒本部	県対策本部		
	県内				
市	市事務局会議		市連絡調整会議 市推進本部会議	必要に応じて 市対策本部 (特措法によらない設置)	市対策本部 (特措法34条第1項)
			必要に応じて 市対策本部 (特措法によらない設置)		

図表6 対策本部等の組織構成（概要）

	庁内関係課連絡調整会議	新型インフルエンザ等対策推進本部会議	新型インフルエンザ等対策本部
本部長等		本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、病院事業管理者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、病院事業管理者
本部員等	構成員： 各関係課長	本部員： 技監、各部長、会計管理者、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会各部長、市議会事務局長	本部員： 技監、各部長、会計管理者、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会各部長、市議会事務局長
実務者会議		委員長：こども福祉部参事（こども家庭担当部長） 副委員長：企画部長 委員：各関係課長	
その他	必要に応じて出席を求める者	推進本部会議： 本部長が必要に応じて出席を求める者 実務者会議： 委員長が必要に応じて出席を求める者	本部長は、必要があると認めるときは、国の職員 その他市の職員以外の者を対策本部会議に出席させることができる。

※ 特措法第70条の2第1項

図表7 芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議の構成

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策について協議するため、芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議を設置する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議の構成	
構成員	企画部市長公室主幹（広報・危機管理担当課長）、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター長、こども福祉部こども家庭室主幹（管理担当課長）、こども福祉部こども家庭室主幹（健康増進・母子保健担当課長）、都市政策部都市基盤室防災安全課長、都市政策部都市基盤室主幹（地域防災担当課長）、芦屋病院事務局総務課長、消防本部消防室救急課長

図表8 芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の総合的な推進及び関係部局の総合調整等を行うため、芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議を設置する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者
本部員	技監、企画部長、総務部長、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）、都市政策部長、都市政策部参事（都市基盤担当部長）、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）、市議会事務局長
実務者会議	総務部総務室主幹（管財担当課長）、総務部総務室人事課長、総務部財務室財政課長、市民生活部環境・経済室地域経済振興課長、市民生活部環境・経済室環境課長、こども福祉部福祉室地域福祉課長、こども福祉部福祉室障がい福祉課長、こども福祉部福祉室高齢介護課長、こども福祉部こども家庭室こども政策課長、こども福祉部こども家庭室主幹（保育向上担当課長）、上下水道部水道工務課長、市立芦屋病院事務局総務課長、消防本部消防室救急課長、教育委員会教育部教育統括室管理課長、教育委員会教育部教育統括室教職員課長、教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長
事務局	企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課

図表9 対策本部の構成

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例の規定に基づき設置する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部の構成	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者
本部員	技監、企画部長、総務部長、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）、都市政策部長、都市政策部参事（都市基盤担当部長）、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）、市議会事務局長
事務局	企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課

※芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議設置要領第4条第2項、芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議設置要綱第4条第4項及び芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例第3条第2項により、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会等に出席を求め、意見を求めることができる。

図表10 対策本部の役割

対策本部に次の部署を置き、各部署の役割は、次のとおりとする。

部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長との連絡調整に関する事。 ・新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関する事。(※) ・国、県、他市町及び関係機関等との連携・連絡調整に関する事。(※) ・対策本部の設置及び運営に関する事。(※) ・市民、報道機関等への情報提供及び連絡調整に関する事。 ・多言語による情報提供に関する事。 ・外国人の支援及び連絡調整に関する事。 ・公共施設の感染予防及び感染拡大防止対策に関する事。 ・公共施設及び関係機関との連絡調整に関する事。
総務部 各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の記録に関する事。 ・一般電話相談窓口の設置及び運営に関する事。 ・資機材・防護用品等の調達に関する事。 ・マスク、消毒液の配付・在庫管理に関する事。 ・会議室の確保に関する事。 ・要員体制に関する事。 ・人員の配置に関する事。 ・職員・職場の衛生管理及び健康管理に関する事。 ・職員に対する特定接種の実施に関する事。 ・市議会の運営について調整する事。
総務部 財務室	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策の財政措置に関する事。 ・その他、対策本部の決定により指示された役割に関する事。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会等との連絡調整に関する事。 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関する事。 ・事業者等の事業継続と事業自粛の要請に関する事。 ・事業者への従業員に対する配慮要請に関する事。 ・食料品、生活用品等の調達・配布に関する事。 ・埋火葬体制及び臨時遺体安置所の確保に関する事。 ・廃棄物収集及び処理機能の確保に関する事。 ・廃棄物の収集・処理従事者に対する感染防止に関する事。 ・ごみ排出量の抑制指導に関する事。 ・偏見・差別等への対応に関する事。

部署	主な役割
こども福祉部 福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の状況把握及び支援に関すること。 ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・社会福祉施設等及び関係機関との連絡調整に関すること。
こども福祉部 こども家庭室	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。(※) ・国、県、他市町及び関係機関等との連携・連絡調整に関すること。(※) ・対策本部の設置及び運営に関すること。(※) ・感染予防及び感染拡大防止対策の啓発に関すること。 ・住民に対する予防接種の実施に関すること。 ・健康調査、疫学調査の協力に関すること。 ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関すること。
都市政策部 都市戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者との連絡調整に関すること。 ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・その他対策本部の決定により指示された役割に関すること。
都市政策部 都市基盤室	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。(※) ・国、県、他市町及び関係機関等との連携・連絡調整に関すること。(※) ・対策本部の設置及び運営に関すること。(※) ・備蓄に関すること（関係部で対応）。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道及び河川、水路等の機能維持・確保に関すること。 ・水道施設の機能維持・確保に関すること。 ・水質監視体制の強化に関すること。 ・国、県、近隣市町及び阪神水道企業団等の水道関係機関との連携・連絡調整に関すること。 ・応急給水に関すること。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内金融機関等との連絡調整に関すること。 ・その他対策本部の決定により指示された役割に関すること。
市立芦屋病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の確保・供給に関すること。 ・医薬品に関すること。 ・感染者の医療に関すること。 ・院内における感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・市の感染対策に係る専門的な分野の情報収集及び情報提供に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関すること。 ・救急搬送に関すること。 ・救急活動の衛生管理に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。

部署	主な役割
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校園等における感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・市立学校園等の保健衛生体制に関すること。 ・園児、児童、生徒及び教職員等に対する感染予防対策に関すること。 ・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること。 ・学校給食の衛生管理に関すること。 ・阪神教育事務所との連絡調整に関すること。 ・その他教育全般に関すること。
市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡調整に関すること。
各部署共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の決定に基づく、対策の実施時期に関すること。 ・職員への啓発及び感染予防対策に関すること。 ・来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること。 ・職員への啓発及び感染予防対策に関すること。 ・外郭団体、関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止対策に関すること。 ・他部への応援に関すること。 ・所管業務の継続及び縮小・停止に関すること。 ・所管するイベント等の開催判断及びその周知に関すること。 ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・所管する施設の休館・閉鎖に関すること。 ・国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び対策本部への報告。 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 ・市民、事業者、NPO等との連携及び協力要請に関すること。 ・その他新型インフルエンザ等に関すること。

(※)事務局の役割

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 対策の実施体制

ア 市は、県と連携し、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。対策については、国や県の対処方針等を参考に、市対策本部で協議し、決定する。市対策本部は芦屋市医師会等の意見を適時適切に聴くこととする。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部）

イ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部・関係部）

(2) 県による総合調整

ア 市は、県が新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づき、県及び関係市町並びに関係指定地方公共機関が実施する県域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行うため、これに応じる。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

イ 市は、県が感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行うため、これに応じる。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

(3) 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県に対して職員の派遣要請を行う。

（企画部・総務部）

イ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

（企画部・総務部）

ウ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に対して応援を求める。市は、他の市町から応援を求められたときは、可能な限り、応援の求めに応ずるものとする。

（企画部・総務部）

(4) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

（総務部）

(5) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置への対応

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

(6) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、市民等、国、県、市、医療機関及び事業者等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は国や県と連携して、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の市民等への情報提供・共有

ア 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校園、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、社会福祉施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、こども福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人及び障がいのある人等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

（企画部・こども福祉部・教育委員会）

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、県と連携し、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けの相談窓口の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるよう整理する。

また、県を通じて国からの要請を受け、市民向けの相談窓口の準備を進める。

（企画部・総務部・こども福祉部・関係部）

ウ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。その際、市は県との連携を図る。

（市民生活部・こども福祉部）

エ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅される不安や混乱をもたらす問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

（企画部・こども福祉部）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人及び障がいのある人等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

（企画部・こども福祉部・教育委員会）

イ 市は、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）、国等から提供される感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

（企画部・こども福祉部）

ウ 教育委員会、保育施設及び社会福祉施設等は、新型インフルエンザ等の集団発生等があった場合に、県へ報告する。

（こども福祉部・教育委員会）

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、県を通じて国からの要請を受け、市民向けの相談窓口を設置する。

また、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口の設置等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市民向けの相談窓口に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

（企画部・総務部・こども福祉部・関係部）

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、県を通じて、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた国や県による科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

（企画部・市民生活部・こども福祉部）

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、障がいのある人等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(企画部・こども福祉部・教育委員会)

イ 市は、JIHS、国等から提供される感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について、市民等に対し分かりやすく情報提供・共有を行う。

(企画部・こども福祉部)

ウ 教育委員会、保育施設及び社会福祉施設等は、新型インフルエンザ等の集団発生等があった場合に、県へ報告する。

(こども福祉部・教育委員会)

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、県を通じて国からの要請を受け、市民向けの相談窓口を継続する。

また、初動期に引き続き、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口の継続等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市民向けの相談窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

（企画部・総務部・こども福祉部・関係部）

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県と連携し感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、県を通じて、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

（企画部・市民生活部・こども福祉部）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であること等について理解促進を図る。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県の相談センターや医療機関に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

（こども福祉部）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、県による医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

ア 市は、国や県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

（企画部）

イ 市は、公共施設の閉鎖やイベントの延期・中止等の対応について準備を行う。その際、令和2年度（2020年度）に市の施設における感染症対策として実施すべき基本的事項をまとめた「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」（令和5年5月8日廃止）等の内容を参考に、当該感染症の特性等に応じて、ガイドラインやマニュアルの作成を行う。

（関係部）

ウ 学校園、保育施設、社会福祉施設等において、まん延に備え、マニュアル等に基づいた対策の準備を行う。

（こども福祉部・教育委員会）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康や命を守る。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容*

ア 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

(ア) 基本的な感染対策に係る要請等

市は県の動向を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部・関係部）

イ 事業者や学校等に対する周知・啓発

(ア) 営業時間の変更や休業要請等

市は、県の緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等を県の要請に応じて、周知・啓発する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

(イ) その他の事業者に対する要請

市は、国や県からの要請を受けて、医療機関、社会福祉施設等に対し、感染対策を強化するよう周知・啓発する。

（企画部・こども福祉部）

(ウ) 学級閉鎖・休校等の実施

県より、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校園・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有が行われる。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校園の設置者等に要請された場合等、教育委員会は臨時休業等を実施する。

なお、市立学校園等を臨時休業等する場合は、保護者への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

（企画部・こども福祉部・都市政策部・教育委員会）

* 本節において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請以外は、特措法第36条第7項の規定に基づく県への要請または当該要請等により県が講じるまん延防止対策に基づき市が実施する対策を想定している。

(2) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

ア 緊急事態宣言がなされ、市が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

（企画部・こども福祉部・都市政策部）

イ 学校園、保育施設、社会福祉施設等では、対応に関する方針等の運用を行うとともに、事業の停止や事業内容等の変更、感染対策等による影響の対応、感染症に対する情報の発信を行う。

（こども福祉部・教育委員会）

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

2 所要の対応

(1) 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

ア 登録事業者の登録に係る周知及び登録

市は、国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

（こども福祉部）

(2) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、芦屋市医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討をDXの活用を念頭に平時から進める。

（こども福祉部）

イ 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等については、市を実施主体として、集団的な接種を実施することとなる場合には、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

（総務部・こども福祉部）

ウ 住民接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国や県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、芦屋市医師会等の医療関係者等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（こども福祉部）

(3) 情報提供・共有

市は、県と連携しながら、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性、安全性、副反応、接種体制、接種対象者及び接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

（こども福祉部）

（参考）【県】ワクチンの流通に係る体制の構築

県は、県内市町、県医師会、県内卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、県内の卸売販売事業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法、市町との連携及び役割分担のもと、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制を構築するとしている。

第2節 初動期

1 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国や県の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

市は、適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、接種体制の構築においては、可能な限りDXを推進し、効率化に努める。

（こども福祉部）

第3節 対応期

1 目的

市は、ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国や県に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国や県の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

2 所要の対応

(1) 接種体制

ア 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
(こども福祉部)

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
(こども福祉部)

(2) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務部、こども福祉部)

(3) 住民接種

ア 予防接種の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国や県と連携して、接種体制の準備を行う。

(こども福祉部)

イ 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(こども福祉部)

ウ 接種の実施及び情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。また、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(こども福祉部)

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設を活用する等、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、社会福祉施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、芦屋市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

（こども福祉部）

オ 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

（こども福祉部）

(4) 情報提供・共有

ア 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

（こども福祉部）

イ 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

（こども福祉部）

第5章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、地域の医療資源（医療人材、病床等）には限界があることを踏まえて、平時において、県は医療機関等との間で医療措置協定の締結等により、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うとしている。

なお、県は、県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、国と連携して、医療機関が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力する。

2 所要の対応

(1) 協定締結医療機関

医療機関は、有事に病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供等を行う必要があるため、県と医療措置協定を締結する。

（こども福祉部）

(2) 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

医療機関は、県等が実施する研修等も活用し、人材の育成等を推進する。

（こども福祉部）

(3) 医療機関の強化等

医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行うよう努める。

（こども福祉部）

(4) 市立芦屋病院の取組

市立芦屋病院は、感染症流行下において、迅速に感染症患者を受け入れることができるよう、非常時を想定した病床の整備、感染防護具等の備蓄を進めるとともに、通常医療を継続して提供ができるよう取り組む。

（市立芦屋病院）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する必要がある。

このため、県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備し、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示すとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等への周知に協力する。

2 所要の対応

(1) 医療提供体制の確保等

協定締結医療機関は感染症患者の受入体制の準備をすすめる。

医療機関は、県の要請に応じ、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう努める。

（こども福祉部）

(2) 相談センターの周知

県が帰国者等からの相談に対応する相談センターを整備した時は、市はその連絡先及び医療機関の受診方法等について市民等への周知を行う。

（こども福祉部）

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、県は、国及びJHSから提供された情報を基に、病原体の性状及び地域の実情等に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できる体制の確保を図るとしている。市は県の要請に応じ、医療提供体制の確保に協力するとともに、市民等への周知に協力する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

ア 協定締結医療機関は、県からの要請に応じて、協定に定めた医療提供を行う。
(こども福祉部)

イ 市は、県と連携し、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、例えば感染対策を講じた上での医療機関受診など外出自粛に係る方法等の周知を行うとともに、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用についても周知する。

(こども福祉部・消防本部)

ウ 市は、県と連携し、相談センターの連絡及び医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

(こども福祉部)

エ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。

(こども福祉部)

(2) 時期に応じた医療提供体制の構築

ア 発熱外来受診の体制

県が国の要請を踏まえ、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するために必要な措置を講じたときは、市は県と連携して、市民等への周知を行う。

(企画部・こども福祉部)

イ 医療提供体制の協力

市は、県からの要請に応じて、市立芦屋病院、芦屋市医師会、芦屋市薬剤師会等と調整の上、医療提供体制に協力する。

(こども福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄

ア 市は、行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な消毒液やペーパータオル、使い捨て手袋等の感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

公共施設は、必要な感染症対策物資等を各施設で備蓄する。

市民に対しては、必要な感染症対策物資等を各自で備蓄するよう平時から勧奨する。

（都市政策部・関係部）

イ 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（消防本部）

(2) 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄

市立芦屋病院は、医療措置協定に基づき、平時より感染対策を想定した診療材料等の備蓄を行う。

（市立芦屋病院）

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の確保に努める。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

ア 市は、必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。

(都市政策部・関係部)

イ 市立芦屋病院は、マスクやアルコール等の消毒液について通常量の備蓄を確保し、検査体制を強化、適切な診療、医薬品投与に努める。

(市立芦屋病院)

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保する。

2 所要の対応

(1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

（都市政策部）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(企画部・こども福祉部・都市政策部)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(企画部・市民生活部・こども福祉部)

(3) 教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するために、日常からオンラインやタブレット端末を整備し、授業等で活用を進める。

また、オンライン授業やICT教材の効果的な利用について研究を進める。

(教育委員会)

(4) 物資及び資材の備蓄等

ア 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）2(1)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(都市政策部)

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
（こども福祉部・都市政策部）

(5) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（こども福祉部）

(6) 火葬能力等の把握、火葬体制の検討

市は、国や県と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うために、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。

（市民生活部）

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

市は、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて職員に対し、健康管理を徹底するとともに、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

（企画部・総務部・こども福祉部・都市政策部）

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への周知

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を周知するとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう、県の要請に応じて周知する。

（市民生活部）

(3) 遺体の火葬・安置

市は、国や県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう努める。

（市民生活部）

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を県とともに行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への周知

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を周知するとともに、事業者に対しても生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう、県の要請に応じて、周知する。

（市民生活部）

イ 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。特に、新型コロナウイルスの発生時に、外出を控えたことにより、家庭内でのトラブルが増加したことを踏まえ、DV、児童虐待、障がい者虐待等に関する相談窓口において、迅速かつ丁寧に対応する。

（市民生活部・こども福祉部）

ウ 健康観察及び生活支援

(ア) 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、県からの依頼に協力することで、健康福祉事務所（保健所）の業務効率化・負荷軽減に寄与する。

（こども福祉部）

(イ) 市は、必要に応じ、県から患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する自宅療養者及び濃厚接触者への食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給・貸与に協力する。

（こども福祉部）

エ 生活支援を要する者への支援

市は、国や県からの要請を受けて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（こども福祉部）

オ 教育及び学びの継続

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、タブレット端末やオンラインを活用して、教育及び学びの継続、こどもの健康管理などの取組などを行う。

（教育委員会）

カ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、県の要請を受けて、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力依頼を行う。

（市民生活部）

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。

（市民生活部）

(ウ) 市は、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

（市民生活部）

(エ) 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

（企画部・市民生活部・こども福祉部・都市政策部）

キ 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

(ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。

（市民生活部）

(イ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。

（市民生活部）

- (ウ) 市は、遺体の埋葬及び火葬について、県が広域的かつ速やかに収集した墓地、火葬場等に関連する情報により対応する。

(市民生活部)

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内の事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。支援施策の実施に当たっては、民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、事業者や市民に広く周知を行う。

(市民生活部)

イ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、以下の必要な措置を講じる。

(ア) ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置

(市民生活部)

(イ) 水道事業

水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置

(上下水道部)

第8章 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を踏まえた取組の推進

1 目的

市では、新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから、令和5年（2023年）5月8日に同感染症の法的な位置づけが変更されるまでの間の対応を振り返り、その経験や課題を今後の新たな感染症の流行への対応に活用することを目的として、令和6年（2024年）6月に「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」を作成した。

市民への情報の発信について、感染症の流行を乗り越えるためには、社会全体で対策を進めることが重要である。市民に必要な情報を届け、冷静な対応を呼びかける情報発信が重要となる。

学校等での対策については、感染症の流行により、学校園や保育所等においても、休業や登園自粛要請等を実施したり、その期間における学習支援や、児童・保護者とのコミュニケーション等に取り組み、影響の低減を図る必要がある。

また、利用再開後も集団生活の場である学校園や保育所等における感染対策には様々な工夫が必要となる。

高齢者の支援に関する取組について、コロナ禍では、高齢者は感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高いとされたこと、また、感染対策（外出自粛やイベントの中止等）による交流の機会の減少が、フレイルや認知症等に影響を及ぼすことも懸念された。

さらに、支援が必要な高齢者が感染症に罹患し、家庭での療養を行う場合等の対応についても懸念される。

障がいのある人への支援に関する取組について、その支援は、日々の生活における必要性が高く、継続的な取組が必要となる。

また、介護が必要な障がいのある人が感染症に罹患し、家庭での療養を行う場合等において、介護を行う家族等が感染した場合の対応についても懸念される。

新型コロナ対応を振り返り、市ならではの知見や教訓等を今後活かすために下記のとおり取り組む。

2 所要の対応

(1) 消防・救急に関する取組

- ・感染対策や救急搬送体制の確保、救急車の適時・適切な利用の推進等を図る。
- ・感染症の流行状況を踏まえ、個人防護具の備えを検討する。
- ・救急車の適時・適切な利用の周知を図る。

(消防本部)

(2) 市民への情報の発信

- ・状況に応じ、広報掲示板、広報紙、広報テレビ、市のホームページ、SNS等の媒体を活用するとともに、多言語での情報発信にも取り組む。
- ・感染症に伴う不安や混乱等の低減を図るとともに、状況に応じ市民が効果的な対応をとることができる内容を発信する。

(企画部・関係部)

(3) 市民からの相談への対応

- ・感染時の体調に関する相談については、前述の情報媒体に加え「あしや防災ネット」やビラの全戸配布等による周知も検討する。
- ・生活上の困りごとについての相談窓口の周知及び業務継続に関する取組を行う。民生委員活動の経験蓄積を継承できる取組を行う。
- ・DVや児童虐待、子育てに関する相談等に対応する。
- ・偏見や差別、人権に関する相談等に対応する。
- ・消費生活相談に対応する。

(企画部・総務部・市民生活部・こども福祉部・関係部)

(4) 経済的支援に関する取組

- ・個人向けの支援体制として、包括的な支援体制の整備・重層的なセーフティネットの構築に取り組む。
- ・事業者向けの支援体制として、「芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画」に基づき、地域ぐるみで事業所支援を行う。

(市民生活部)

(5) 公共施設ガイドライン等の作成・運用

- ・公共施設の閉鎖やイベントの延期・中止等を行うとともに、市民への迅速でわかりやすい情報発信に取り組む。
- ・「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」（令和5年5月8日廃止）等を参考に、ガイドラインやマニュアルの作成・運用を行う。

(関係部)

(6) 市議会における取組

- ・「芦屋市議会機能継続計画（議会BCP）～感染症対策編～」の実効性を確保するため、定期的な訓練や見直しを行う。

(市議会事務局)

(7) 学校等での対策

- ・臨時休業や休業中のフォローアップ、再開に向けた対応、再開後の感染対策等に取り組む。
- ・ICTをはじめとする対応に要する資源・組織体制の確保を図る。

(こども福祉部・教育委員会)

(8) 避難所の運営に関する取組

- ・「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」の適時見直しや更新に取り組む。
- ・感染症対策に必要な物資や衛生資材等対応に要する資源・組織体制の確保を図る。

(都市政策部)

(9) 高齢者の支援に関する取組

- ・感染症がもたらす不安や影響の大きさに鑑み、感染対策や各種支援策等を周知する。

(こども福祉部)

(10) 障がいのある人への支援に関する取組

- ・事業内容等の変更、通常医療の提供、感染時の医療提供、感染症に関する情報発信等に取り組む。

(こども福祉部)

(11) 介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者等への支援

- ・事業内容等の変更、対応に要する資源・組織体制の確保、感染対策等による影響への対応を行う。

(こども福祉部)

(12) ゴミ収集における取組

- ・事業内容等の変更、個人防護具の着用等、排出物等の処理、感染症に関する情報の発信を行う。

(市民生活部)

(13) 行政の業務改革等

- ・業務内容等の変更、対応に要する資源・組織体制の確保を行う。

(関係部)

「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策についての総括」第3章のうち、次の節は本計画に記載している等、本章への記載は割愛する。

第1節 感染症の対応に関する市の組織体制等

第2節 市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会等との連携

第6節 ワクチン接種事業

第7節 抗原定性検査キット配布事業

第14節 感染症の対応に関する経費

参考資料

計画改定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
令和7年10月23日	新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年11月6日	新型インフルエンザ等対策推進本部実務者会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年11月19日	新型インフルエンザ等対策推進本部会議	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和7年12月	兵庫県への意見聴取	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和8年2月	所管事務調査	新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
令和8年3月	議会に報告	新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあたり、専門的な知識及び経験を有する立場からの助言を得るため、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関することについて、助言を行う。

(委嘱)

第3条 有識者会議は、委員6名以内とし、市長が委嘱する。

- (1) 芦屋市医師会が指名する者
- (2) 芦屋市薬剤師会が指名する者
- (3) 学識経験者
- (4) 芦屋健康福祉事務所の職員
- (5) 市立芦屋病院の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が完了しない場合、令和8年7月31日を上限としてその任期を延長することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 有識者会議に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、必要の都度、会長が招集する。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、会長が有識者会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画有識者会議

《委員名簿》

令和7年10月23日現在

分野	氏名	所属等
関係団体代表	平林 弘久	一般社団法人芦屋市医師会副会長
	田中 千尋	芦屋市薬剤師会副会長
学識経験者	青田 良介	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
行政関係者	松本 安代	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）長
	水木 満佐央	市立芦屋病院病院長

敬称略

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 芦屋市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議設置要綱

平成26年7月1日

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、行動計画を総合的に推進するため、芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び行動計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第5条 本部会議は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。

4 委員長は、実務者会議を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、実務者会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(令5. 4. 1・一部改正)

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター及び都市政策部都市基盤室防災安全課において処理する。

(令5. 4. 1・令7. 4. 1・一部改正)

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
(芦屋市新型インフルエンザ対策実務者会議設置要綱及び芦屋市新型インフルエンザ対策本部設置要綱の廃止)
- 2 芦屋市新型インフルエンザ対策実務者会議設置要綱(平成21年芦屋市要綱)及び芦屋市新型インフルエンザ対策本部設置要綱(平成22年芦屋市要綱)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令5.4.1・令6.4.1・一部改正)

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事(こども家庭担当部長)
都市政策部長
都市政策部参事(都市基盤担当部長)
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)
市議会事務局長

別表第2(第5条関係)

(平27.4.1・平29.4.1・令5.4.1・令6.4.1・令7.4.1・一部改正)

総務部総務室主幹(管財担当課長)
総務部総務室人事課長
総務部財務室財政課長
市民生活部環境・経済室地域経済振興課長
市民生活部環境・経済室環境課長

こども福祉部福祉室地域福祉課長
こども福祉部福祉室障がい福祉課長
こども福祉部福祉室高齢介護課長
こども福祉部こども家庭室こども政策課長
こども福祉部こども家庭室主幹（保育向上担当課長）
上下水道部水道工務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部消防室救急課長
教育委員会教育部教育統括室管理課長
教育委員会教育部教育統括室教職員課長
教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議設置要領

令和8年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策について協議するため、芦屋市新型インフルエンザ等対策庁内関係課連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 感染症対策の協議及び情報共有に関すること。
- (2) 感染症対策を講じる関係各課との調整及び連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、感染症対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、企画部市長公室秘書・広報課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター及び都市政策部都市基盤室防災安全課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部市長公室主幹（広報・危機管理担当課長） こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター長 こども福祉部こども家庭室主幹（管理担当課長） こども福祉部こども家庭室主幹（健康増進・母子保健担当課長） 都市政策部都市基盤室防災安全課長 都市政策部都市基盤室主幹（地域防災担当課長） 芦屋病院事務局総務課長 消防本部消防室救急課長
--

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※県が作成する当該計画は、「県医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

略称・用語	内容
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。

略称・用語	内容
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
公共施設	市設置の施設。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市が策定するものについては、市行動計画という。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
市民等	市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等。 ※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。

略称・用語	内容
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。

略称・用語	内容
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市が設置する。 ※政府対策本部（特措法第15条第1項） 県対策本部（特措法第22条第1項） 市対策本部（特措法第34条第1項） ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市が独自に設置する場合がある。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

略称・用語	内容
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p> <p>※県が作成する計画は「県予防計画」という。</p>
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

略称・用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Makingの略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

参考【県行動計画】

【芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画】改定履歴

年 月 日	内容
平成27年3月	芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
令和8年3月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び県行動計画の改定により全面改定

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：令和8年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-31-2121

ホームページ：<https://www.city.ashiya.lg.jp>

編集：芦屋市企画部市長公室秘書・広報課

芦屋市こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター

芦屋市都市政策部都市基盤室防災安全課
